

議案第七十七号

港区立高齢者集合住宅条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立高齢者集合住宅条例等の一部を改正する条例

(港区立高齢者集合住宅条例の一部改正)

第一条 港区立高齢者集合住宅条例(平成二年港区条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号口中「ある者」の下に「及び婚姻の予約者」を、「の者」の下に「(本人とともに当該みなとマリアージュ制度を利用しようとする者を含む。若しくは本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた六十歳以上の者(本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。)」を加える。

(港区立ケアハウス条例の一部改正)

第二条 港区立ケアハウス条例（平成七年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「者（」の下に「当該みなとマリアーージュ制度をともに利用しようとする者を含む。」を、「という。」の下に「若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明をともに受けた者（当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明をともに受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者」という。）」を加え、同項第二号中「みなとマリアーージュ制度利用者の一方」の下に「若しくは東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者の一方」を加える。

（港区立障害者住宅条例の一部改正）

第三条 港区立障害者住宅条例（平成九年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「」又は「を（）」に改め、「する者（」の下に「本人とともに当該みなとマリアーージュ制度を利用しようとする者を含む。」を、「相手方」という。）」の下に「又は本人とともに東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第一項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた者（本人とともに当該東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けようとする者を含む。以下「東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」とい

う。」を加え、「又は当該みなとマリアージュ制度の相手方」を「、当該みなとマリアージュ制度の相手方又は当該東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方」に改める。

付 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

(説明)

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行による東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）の一部改正を踏まえ、同居することができ者の範囲を拡大するため、本案を提出いたします。